

# 教育委員会提出議案

## 第30号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年6月26日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「に職員」を「の職員」に、「含む。以下同じ。）」を「含む。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が多様な性自認又は性的指向を持ち、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。以下同じ。）の相手方（以下「配偶者等」という。）」に改め、同条第5項第5号中「配偶者」の次に「等」を加え、同条第9項中「親族関係が消滅した」を「関係が配偶者等、子、父母若しくは配偶者等の父母又は第30条第1項各号に掲げる者でなくなった」に、「第8項」を「前項」に改める。

第8条の2第10項中「親族関係が消滅した」を「関係が配偶者等、子、父母若しくは配偶者等の父母又は第30条第1項各号に掲げる者でなくなった」に、「第9項」を「前項」に改める。

第 22 条第 3 項及び第 4 項中「配偶者」の次に「等」を加える。

第 23 条第 1 項中「又は当該職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が認める者（以下「配偶者等」という。）」を「等」に改める。

第 25 条第 1 項中「結婚する場合」の次に「又はパートナーシップ関係となる場合」を加え、「親族」を「関係者（別表第 4 に掲げる者に限る。以下この条において同じ。）」に改め、同条第 2 項第 1 号中「当該職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が認める」を「パートナーシップ関係となる」に改め、同項第 2 号中「親族（別表第 4 に掲げる親族に限る。）」を「関係者」に改める。

第 30 条第 1 項中「、第 8 号及び第 9 号」を削り、同項第 8 号及び第 9 号を削る。

別表第 4 中「親族」を「関係者」に、「配偶者又は」を「配偶者等又は」に改める。

別記第 4 号様式中「配偶者」の次に「等」を加える。

別記第 5 号様式を次のように改める。

別記第5号様式(第8条及び第8条の2関係)

育児又は介護の状況変更届

年 月 日

(承認権者)

殿

所 属

氏 名

印

次のとおり  深夜における勤務の制限  子の養育 の状況につ  
 超過勤務の制限  要介護者の介護

いて変更が生じたので、届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

子が死亡した。

職員の子でなくなった。

( 離縁  養子縁組の取消し  家事審判事件の終了

児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)

同居しなくなった。

職員の配偶者等で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。

上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。

(理由 :

)

(2) 介護の状況の変更

要介護者が死亡した。

要介護者と職員との関係が配偶者等、子、父母若しくは配偶者等の父母又は規則第30条第1項各号に掲げる者でなくなった。

(理由 :

)

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

(注) 1について

(1)中「職員の配偶者等で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ口にレ印を記入すること。

別記第 10 号様式中「親族関係」を「関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(説 明)

パートナーシップ関係にある者に係る休暇等の制度における取扱いの見直しに伴い、所要の改正を行うため、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年教育委員会規則第1号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 条例第11条第1項に職員<del>の</del>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規定する教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。</p> <p>(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。</p> <p>(3) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 条例第11条第1項の職員<del>の</del>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が多様な性自認又は性的指向を持ち、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。以下同じ。）の相手方（以下「配偶者等」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規定する教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。</p> <p>(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。</p> <p>(3) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。</p> <p>3及び4 略</p>

5 第3項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)から(4)まで 略

(5) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親である者が、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第2項に定めるものに該当することとなった場合

6から8まで 略

9 第3項から前項までの規定（第5項第3号から第5号までを除く。）は、条例第11条第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第3項中「条例第11条第1項」とあるのは「条例第11条第2項において準用する同条第1項」と、第4項中「前項」とあるのは「第9項において準用する前項」と、第5項中「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、「次の各号」とあるのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第6項中「前項各号」とあるのは「第9項において準用する前項第1号及び第2号」と、「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、第7項中「前2項」とあるのは「第9項において準用する前2項」と、「第5項各号」とあるのは「第9項において準用する第5項第1号及び第2号」と

5 第3項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)から(4)まで 略

(5) 当該請求をした職員の配偶者等<sup>等</sup>で当該請求に係る子の親である者が、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第2項に定めるものに該当することとなった場合

6から8まで 略

9 第3項から前項までの規定（第5項第3号から第5号までを除く。）は、条例第11条第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第3項中「条例第11条第1項」とあるのは「条例第11条第2項において準用する同条第1項」と、第4項中「前項」とあるのは「第9項において準用する前項」と、第5項中「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、「次の各号」とあるのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との関係が配偶者等、子、父母若しくは配偶者等の父母又は第30条第1項各号に掲げる者でなくなった」と、第6項中「前項各号」とあるのは「第9項において準用する前項第1号及び第2号」と、「第3項」とあるのは「第9項において準用する第3項」と、第7項中「前2項」とあるのは「第9項において準用する前2項」と、

と、**第8**項中「第3項」とあるのは「次項において準用する第3項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第8条の2 1から9まで 略

10 前各項の規定（第6項第3号及び第4号並びに第7項第1号及び第2号を除く。）は、条例第11条の2第2項及び条例第11条の3第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「条例第11条の2第1項又は条例第11条の3第1項」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項又は条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、「条例第11条の2第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条の3第1項の規定による請求に係る期間」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条の3第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間」と、第2項中「条例第11条の3第1項」とあるのは「条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第5項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、第6項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは

「第5項各号」とあるのは「第9項において準用する第5項第1号及び第2号」と、**前**項中「第3項」とあるのは「次項において準用する第3項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第8条の2 1から9まで 略

10 前各項の規定（第6項第3号及び第4号並びに第7項第1号及び第2号を除く。）は、条例第11条の2第2項及び条例第11条の3第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「条例第11条の2第1項又は条例第11条の3第1項」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項又は条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、「条例第11条の2第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条の3第1項の規定による請求に係る期間」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条の3第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間」と、第2項中「条例第11条の3第1項」とあるのは「条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第5項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、第6項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは

「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第7項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第10項において準用する前項第1号及び第2号」と、「同項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第8項中「前2項」とあるのは「第10項において準用する前2項」と、「第6項各号」とあるのは「第10項において準用する第6項第1号及び第2号」と、第9項中「第1項」とあるのは「次項において準用する第1項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(育児時間)

#### 第22条 1及び2 略

- 3 男性職員の育児時間は、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。
- (1) 育児時間により育てようとする子について、配偶者が労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法律又は条例等により出産後の休養を与えられている場合
  - (2) 配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている場合
  - (3) 育児時間により育てようとする子について、配偶者が常態として

「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との関係が配偶者等、子、父母若しくは配偶者等の父母又は第30条第1項各号に掲げる者でなくなった」と、第7項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第10項において準用する前項第1号及び第2号」と、「同項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第8項中「前2項」とあるのは「第10項において準用する前2項」と、「第6項各号」とあるのは「第10項において準用する第6項第1号及び第2号」と、前項中「第1項」とあるのは「次項において準用する第1項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(育児時間)

#### 第22条 1及び2 略

- 3 男性職員の育児時間は、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。
- (1) 育児時間により育てようとする子について、配偶者等が労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法律又は条例等により出産後の休養を与えられている場合
  - (2) 配偶者等が育児休業法その他の法律により育児休業をしている場合
  - (3) 育児時間により育てようとする子について、配偶者等が常態とし



育てることができる場合

4 第2項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者が当該子について育児時間（当該配偶者が職員でない場合にあつては、労働基準法第67条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。）を利用するときは、1日について90分から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

5 略

（出産支援休暇）

第23条 出産支援休暇は、職員がその配偶者又は当該職員と性別が同一であつて当該職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が認める者（以下「配偶者等」という。）の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。

2及び3 略

（慶弔休暇）

第25条 慶弔休暇は、職員が結婚する場合、職員の親族が死亡した場合その他の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 慶弔休暇は、日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。

(1) 職員が結婚する場合又は当該職員と性別が同一であつて当該職員

て育てることができる場合

4 第2項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者等が当該子について育児時間（当該配偶者等が職員でない場合にあつては、労働基準法第67条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。）を利用するときは、1日について90分から当該配偶者等が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

5 略

（出産支援休暇）

第23条 出産支援休暇は、職員がその配偶者等の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。

2及び3 略

（慶弔休暇）

第25条 慶弔休暇は、職員が結婚する場合又はパートナーシップ関係となる場合、職員の関係者（別表第4に掲げる者に限る。以下この条において同じ。）が死亡した場合その他の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 慶弔休暇は、日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。

(1) 職員が結婚する場合又はパートナーシップ関係となる場合 引き

と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が認める場合 引き続く7日

(2) 職員の親族(別表第4に掲げる親族に限る。)が死亡した場合 教育委員会が承認した日から引き続く別表第4に掲げる日数

(3) 職員の父母の追悼のための特別な行事を行う場合 1日

3及び4 略

(介護休暇)

第30条 条例第18条第1項の規則で定める者は、次の各号に掲げる者であって職員と同居しているもの(第1号から第3号まで、第8号及び第9号に掲げる者を除く。)とする。

(1) 祖父母

(2) 兄弟姉妹

(3) 孫

(4) 父母の配偶者

(5) 配偶者等の父母の配偶者

(6) 子の配偶者

(7) 配偶者等の子

(8) 職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が認める者

(9) 前号に掲げる者の父母

2から17まで 略

続く7日

(2) 職員の関係者が死亡した場合 教育委員会が承認した日から引き続く別表第4に掲げる日数

(3) 職員の父母の追悼のための特別な行事を行う場合 1日

3及び4 略

(介護休暇)

第30条 条例第18条第1項の規則で定める者は、次の各号に掲げる者であって職員と同居しているもの(第1号から第3号までに掲げる者を除く。)とする。

(1) 祖父母

(2) 兄弟姉妹

(3) 孫

(4) 父母の配偶者

(5) 配偶者等の父母の配偶者

(6) 子の配偶者

(7) 配偶者等の子

(削る)

(削る)

2から17まで 略

別記第4号様式（第8条及び第8条の2関係） 別添のとおり

別記第5号様式（第8条及び第8条の2関係） 別添のとおり

別記第10号様式（第30条及び第30条の2関係） 別添のとおり

別記第4号様式（第8条及び第8条の2関係） 別添のとおり

別記第5号様式（第8条及び第8条の2関係） 別添のとおり

別記第10号様式（第30条及び第30条の2関係） 別添のとおり

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第4（第25条関係）

<u>親族</u>	日数
配偶者等	10日
父母	10日
子	10日
祖父母	7日
孫	5日
兄弟姉妹	5日
曾祖父母	5日
伯叔父母	5日
甥姪	3日
従兄弟姉妹	1日
父母の配偶者又は配偶者等の父母	5日（生計を一にする場合は10日）

別表第4（第25条関係）

<u>関係者</u>	日数
配偶者等	10日
父母	10日
子	10日
祖父母	7日
孫	5日
兄弟姉妹	5日
曾祖父母	5日
伯叔父母	5日
甥姪	3日
従兄弟姉妹	1日
父母の配偶者等又は配偶者等の父母	5日（生計を一にする場合は10日）

子の配偶者又は配偶者等の子	5日（生計を一にする場合は10日）
祖父母の配偶者又は配偶者等の祖母	3日（生計を一にする場合は7日）
孫の配偶者又は配偶者等の孫	2日（生計を一にする場合は5日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者等の兄弟姉妹	2日（生計を一にする場合は5日）
曾祖父母の配偶者又は配偶者等の曾祖父母	1日（生計を一にする場合は5日）
伯叔父母の配偶者又は配偶者等の伯叔父母	1日（生計を一にする場合は5日）
甥姪の配偶者又は配偶者等の甥姪	1日（生計を一にする場合は3日）

備考 いわゆる代襲相続の場合において、祖先の祭具、墳墓等の承継を受けた者は父母及び子に準ずる。

子の配偶者 <del>等</del> 又は配偶者等の子	5日（生計を一にする場合は10日）
祖父母の配偶者 <del>等</del> 又は配偶者等の祖母	3日（生計を一にする場合は7日）
孫の配偶者 <del>等</del> 又は配偶者等の孫	2日（生計を一にする場合は5日）
兄弟姉妹の配偶者 <del>等</del> 又は配偶者等の兄弟姉妹	2日（生計を一にする場合は5日）
曾祖父母の配偶者 <del>等</del> 又は配偶者等の曾祖父母	1日（生計を一にする場合は5日）
伯叔父母の配偶者 <del>等</del> 又は配偶者等の伯叔父母	1日（生計を一にする場合は5日）
甥姪の配偶者 <del>等</del> 又は配偶者等の甥姪	1日（生計を一にする場合は3日）

備考 いわゆる代襲相続の場合において、祖先の祭具、墳墓等の承継を受けた者は父母及び子に準ずる。

深夜勤務制限・超過勤務制限請求書

請求年月日 年 月 日

(承認権者) 殿

次のとおり  養育  深夜における勤務の制限  
 のため  介護  超過勤務の制限  
 を請求します。  
 (幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例  
 第11条の2  第11条の3)

請求者 所 属  
氏 名 印

1 請求に係る子 又は要介護者	氏 名			続柄等	
	生年月日	年 月 日生	<input type="checkbox"/> 出産予定日 年 月 日	養子縁組 の効力が 生じた日	年 月 日
2 職員の配偶者で 当該子の親である者の有無及び 状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 産前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)又は産後8週間以内である。			
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容					
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )			
	超過勤務の制限	年 月 日～ <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月(12月に満たないものに限る)			

- (注) 1 該当する□には、レ印を記入すること。  
 2 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が第5条の2第2項第1号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合には、その事実。)を記入すること。  
 3 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。  
 4 「生年月日」欄は、請求に係る者が子である場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、出産予定日を記入し、出生予定日の□にレ印を記入すること。  
 5 請求に係る子が養子の場合には、「養子縁組の効力が生じた日」欄にその日を記入すること。  
 6 「職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況」欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。  
 7 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。  
 8 「要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄は、要介護者を介護するために請求する場合のみ記入すること。

深夜勤務制限・超過勤務制限請求書

請求年月日 年 月 日

(承認権者) 殿

次のとおり  養育  深夜における勤務の制限  
 のため  深夜における勤務の制限  
 介護  超過勤務の制限  
 を請求します。  
 (幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例  
 第11条の2  第11条の3)

請求者 所 属  
氏 名 印

1 請求に係る子 又は要介護者	氏 名			続柄等	
	生年月日	年 月 日生	<input type="checkbox"/> 出産予定日 年 月 日	養子縁組 の効力が 生じた日	年 月 日
2 職員の配偶者等 で当該子の親で ある者の有無及 び状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 産前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)又は産後8週間以内である。			
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容					
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )			
	超過勤務の制限	年 月 日～ <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月(12月に満たないものに限る)			

- (注) 1 該当する□には、レ印を記入すること。  
 2 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が第5条の2第2項第1号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合には、その事実。)を記入すること。  
 3 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。  
 4 「生年月日」欄は、請求に係る者が子である場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、出産予定日を記入し、出生予定日の□にレ印を記入すること。  
 5 請求に係る子が養子の場合には、「養子縁組の効力が生じた日」欄にその日を記入すること。  
 6 「職員の配偶者等」で当該子の親である者の有無及び状況」欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。  
 7 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。  
 8 「要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄は、要介護者を介護するために請求する場合のみ記入すること。

育児又は介護の状況変更届

			年	月	日
(承認権者)	殿				
		所 属			
		氏 名	印		
次のとおり	<input type="checkbox"/> 深夜における勤務の制限	に係る	<input type="checkbox"/> 子の養育	の状況につ	
	<input type="checkbox"/> 超過勤務の制限		<input type="checkbox"/> 要介護者の介護		
いて変更が生じたので、届け出ます。					
1 届出の事由					
(1) 養育の状況の変更					
<input type="checkbox"/> 子が死亡した。					
<input type="checkbox"/> 職員の子でなくなった。					
( <input type="checkbox"/> 離縁 <input type="checkbox"/> 養子縁組の取消し <input type="checkbox"/> 家事審判事件の終了					
<input type="checkbox"/> 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)					
<input type="checkbox"/> 同居しなくなった。					
<input type="checkbox"/> 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。					
<input type="checkbox"/> 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。					
(理由： )					
(2) 介護の状況の変更					
<input type="checkbox"/> 要介護者が死亡した。					
<input type="checkbox"/> 要介護者と職員との親族関係が消滅した。					
(消滅の理由： )					
2 届出の事実が発生した日					
年 月 日					
(注) 1について					
(1) 中「職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ□にレ印を記入すること。					

(日本工業規格A列4番)

育児又は介護の状況変更届

年 月 日

(承認権者)

殿

所 属

氏 名

印

次のとおり  深夜における勤務の制限  子の養育  
 超過勤務の制限  要介護者の介護  
に係る の状況につ

いて変更が生じたので、届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

子が死亡した。

職員の子でなくなった。

( 離縁  養子縁組の取消し  家事審判事件の終了

児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)

同居しなくなった。

職員の配偶者等<sup>等</sup>で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。

上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。

(理由： )

(2) 介護の状況の変更

要介護者が死亡した。

要介護者と職員との関係が配偶者等、子、父母若しくは配偶者等の父母又は規則第30条第1項各号に掲げる者でなくなった。

(理由： )

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

(注) 1について

(1)中「職員の配偶者等<sup>等</sup>で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ□にレ印を記入すること。



別記第10号様式(第30条及び第30条の2関係)

申 請 事 由 変 更 届

年 月 日

( 承 認 権 者 )

殿

所 属

氏 名

印

次のとおり 介護休暇 介護時間 に係る申請事由に変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- 要介護者が死亡した。
- 要介護者が介護を要しない状態になった。

(内容)

- 要介護者との親族関係に変更があった。

(内容)

- その他

(内容)

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

承認権者確認	年 月 日	
介護休暇又は 介護時間取消し	年 月 日	

(日本工業規格A列4番)

別記第10号様式(第30条及び第30条の2関係)

申 請 事 由 変 更 届

年 月 日

( 承 認 権 者 )

殿

所 属

氏 名

印

次のとおり 介護休暇 介護時間 に係る申請事由に変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- 要介護者が死亡した。
- 要介護者が介護を要しない状態になった。

(内容)

- 要介護者との関係に変更があった。

(内容)

- その他

(内容)

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

承認権者確認	年 月 日	
介護休暇又は 介護時間取消し	年 月 日	

(日本工業規格A列4番)